

国立大学法人高知大学施設等設計業務プロポーザル実施取扱細則

平成16年4月1日
規則第127号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における施設整備事業に伴う設計業務に係るプロポーザルの実施方針については、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(標準型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第2条 設計者選定のための標準型プロポーザルの実施に係るこの細則の運用においては、標準型プロポーザル方式の実施について（平成11年3月31日付文施指第173号文教施設部長通知）、簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の試行について（平成19年9月19日付19文科施第220号文教施設企画部長通知）及び簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続きについて（平成19年9月19日付19施企第19号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。ただし、同規定は、予定価格が500万円以上の建設工事に係る設計・コンサルティング業務を建設コンサルタント等に委託しようとする場合に適用するものとする。

(公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第3条 設計者選定のための公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施に係るこの細則の運用においては、公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施について（平成11年3月31日付文施指第174号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

(プロポーザル方式の手続)

第4条 プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続については、プロポーザル方式の手続について（平成11年3月31日付11施指第20号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(建設コンサルタント選定委員会の設置)

第5条 第2条及び第3条による建設コンサルタント選定委員会の設置については別に定める。

(情報公開)

第6条 結果等の公表については、設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成19年9月19日付19文科施第224号文教施設企画部長会計課長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日規則第75号）

この要領は、平成21年3月5日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）

この細則は、令和7年1月20日から施行する。